

当院の施設基準、加算等

入院基本料について

当院では、(日勤、夜勤あわせて) 入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。また入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。

・現に看護を行っている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合

病棟名	入院基本料	看護職員数 (平日 1 日)	受け持ち患者数 (日中)	受け持ち患者数 (夜間)
3 階東病棟	特定集中 5	8 人	2 人	2 人
3 階中病棟	急性期一般 1	7 人	6 人	2 人
4 階東病棟	急性期一般 1	18 人	4 人	14 人
5 階西病棟	急性期一般 1	19 人	4 人	15 人
5 階東病棟	急性期一般 1	18 人	4 人	14 人
6 階西病棟	急性期一般 1	19 人	4 人	15 人
6 階東病棟	急性期一般 1	18 人	4 人	14 人
7 階西病棟	急性期一般 1	18 人	4 人	14 人
7 階東病棟	急性期一般 1	18 人	4 人	14 人

D P C 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“D P C 病院”となっております。

※医療機関係数 1.5408 (2025 年 6 月～)

(基礎係数 1.0451+機能評価係数 I 0.3994+機能評価係数 II 0.0727+救急補正係数 0.0236)

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束についての基準を満たしております。

入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養 (I) を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。入院時食事療養に関する特別管理による食事提供を行っており、療養のための食事は管

理栄養士の管理の下に、適時・適温にて提供しております。

・入院時食事療養の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）	
上位所得者	現役並み	510円	
一般（70歳未満）	一般		
低所得者	低所得Ⅱ	90日まで入院	240円
		91日目以降の入院（長期該当者）	190円
該当なし	低所得Ⅰ（老令福祉年金受給権者）	110円	

明細書発行体制について

当院では、医療の透明性の確保および患者さんへの情報提供の一環として、診療報酬明細書（レセプト）の内容を記載した診療明細書を無償で交付しております。

明細書には、検査・処置・投薬などの診療内容やそれにかかる費用が記載されております。受付にてお申し出いただくことなく、自動的にお渡ししております。

なお、個人情報保護の観点から、ご家族などの代理の方へのお渡しについては、患者さんご本人の同意が必要となる場合があります。詳細は受付までお問い合わせください。

保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、証明書・診断料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。別掲の料金表をご参考ください。

※「病衣・タオル類・日用品・紙おむつ等」については、入院セットのレンタルシステムを導入しています。入院の説明の際に説明しますので、ご利用ください。

保険外療養費について

・初診時選定療養費

国は、医療機関の機能分化推進の、他の保険医療機関等からの紹介によらず地域医療支援病院（当院）に直接来院された患者さんからは、初診に関わる費用として医科 7,700 円（税込） 歯科 5,500 円（税込）を徴収することが義務化されました。ただし、緊急その他やむを得ない事情による場合にあって、その限りではありません。

・再診時選定療養費

当院が他の医療機関に対して文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、引き続き当院を受診される場合、通常の医療費の他に医科 3,300 円（税込） 歯科 2,090 円（税込）をご負担いただきます。

・180日を超える入院に関する事項

法令に基づき、通算入院期間が180日を超える場合は、入院料に係る費用の一部を自費負担していただきます。

特別料金の額（1日につき） 2,786円

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

当院では、医療資源の有効活用および医薬品の適正使用の観点から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を推奨しております。

後発医薬品があるにもかかわらず、患者さんのご希望等により長期収載品（先発医薬品）を選択された場合、厚生労働省の定めに基づき「特別な選定療養」として特別の料金（選定療養費）をご負担いただく場合がございます。

※特別な料金が発生する場合には、事前にご説明し、ご同意をいただいた上で対応いたします。ご不明な点がございましたら、医師または薬剤師までお気軽にお問い合わせください。

特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

当院では、患者さんに快適な療養環境を提供することを目的として、個室などの特別の療養環境（差額ベッド）を設けております。

これらの病室のご利用にあたっては、厚生労働省の定める「特別の療養環境室の施設基準」に適合した設備およびサービスを提供しており、保険診療とは別に、差額室料として特別料金をご負担いただくことになります。

ご希望の際は、入院時に病室の空き状況や料金についてご案内いたします。ご不明な点がございましたら、入院受付または病棟スタッフまでお問い合わせください。

金属床による総義歯の提供に関する事項

「金属による総義歯の提供に関する事項」に基づくもので、金属床総義歯（総入れ歯）の床の部分に金属を使用したもので、通常の義歯と比べて床がうすく快適に使用できます。

なお、歯ぐきの状態などにより、金属床総義歯が適さない場合がありますので、事前に主治医とご相談下さい。

また、領収書は必ずお受け取り下さい。

当院が、関東厚生局に届出ている料金は下記の通りです。（税込）

金属の種類	上顎	下顎
金合金	425,700円	425,700円
チタン合金	316,800円	316,800円
コバルトクロム合金	286,000円	286,000円

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算（歯科）

当院では、質の高い医療を提供するために、オンライン資格確認を行う体制を整備しております。

- ・当院はマイナンバーカードの健康保険証利用を推進しています。
- ・マイナンバーカードを利用した保険証の確認により、患者さんの診療情報や薬剤情報などを取得・活用することで、より適切な医療の提供に努めています。
- ・当院では、医療 DX（デジタルトランスフォーメーション）を通じて、質の高い医療を効率的に提供できる体制の整備を進めています。

これらの体制整備に伴い、厚生労働省の定めにより「医療情報取得加算」「医療 DX 推進体制整備加算」が診療報酬に加算される場合があります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※マイナンバーカードの健康保険証利用についての詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

歯科外来診療における院内感染防止対策・地域歯科診療支援病院歯科初診料

当院では歯科医療に係る院内感染防止対策について、下記のような取り組みを行っております。

- ・院内感染対策に係る指針等を策定しております。
- ・院内感染対策に係る研修の定期的な受講、ならびに従事者への定期的な研修を実施しています。
- ・口腔内で使用する歯科医療機器に対し、患者さんごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等の十分な感染対策を講じています。
- ・当院は、歯科外来診療における院内感染防止対策につき、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た保険医療機関です。

歯科外来診療医療安全管理対策加算 1・2

当院では歯科医療に係る医療安全管理対策について、下記のような取り組みを行っております。

- ・医療安全管理、院内感染対策、医薬品業務手順等、医療安全管理に係る指針等を策定しています。
- ・医療安全管理に係る研修の受講、ならびに従事者への定期的な研修を実施しています。
- ・安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等を設置しています。
※設置装置等・・・AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、
救急蘇生セット、歯科用吸引装置
- ・医療機器の洗浄・滅菌を徹底する等の十分な感染対策を講じています。
※設置装置等・・・オートクレープ、消毒器、感染防止用ユニット

- ・緊急時に対応できるよう、院内医科診療担当医と連携しております。
- ・当院は、安全で安心できる歯科外来診療の環境整備について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た保険医療機関です。

後発医薬品使用体制加算・バイオ後続品使用体制加算

当院では医療の質を保ちながら医療費の適正化を図るため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）およびバイオ後続品（バイオシミラー）を積極的に採用しております。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、同じ有効成分・利き目・用法用量をもとに製造・販売される医薬品のことです。

バイオ後続品（バイオシミラー）とは、先行するバイオ医薬品と同等の品質・有効性・安全性が確認された医薬品であり、国の承認を受けたものです。

当院では、後発医薬品・バイオ後続品を適切に使用できる体制を整備しており、厚生労働省の定める施設基準を満たしています。

医師が患者さん一人ひとりの病状やご希望を踏まえ、十分な説明と同意のもとで使用の判断を行っております。

また、医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する場合があります。その際には主治医または薬剤師からご説明させていただきます。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

院内トリアージ実施料

当院では、緊急度の高い患者さんへ優先して医療を提供することを目的として、時間外に受診される患者さん（救急車などで緊急搬送された患者さんを除く）に対しトリアージを実施しています。

トリアージとは、診察前に専門知識を有する医師や看護師が症状をおうかがいし、患者さんの緊急度や重症度を判断し、より早期に診療を必要とする方を優先して診療する仕組みです。

これらの体制整備に伴い、厚生労働省の定めにより「院内トリアージ実施料」が診療報酬に加算される場合があります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

外来腫瘍化学療法診療料 1

当院では、厚生労働省の定める施設基準に基づき、「外来腫瘍化学療法診療料 1」を算定しています。

この診療料は、がん患者さんに対して、適切な管理体制のもと外来で安全かつ効果的に抗癌剤治療（化学療法）を実施するための体制を整えている医療機関に認められるものです。

- ・がん化学療法に関する専門的な知識と経験を有する医師および看護師を配置しています。
- ・抗癌剤の投与にあたっては、安全管理マニュアルを整備し、厳格な手順に基づいて実施しています。
- ・レジメン（治療計画）は院内で審査・管理され、適切な内容であることを確認の上、使用しています。
- ・有害事象への対応体制を整え、副作用の早期発見・適切な処置が可能な体制を確保しています。
- ・外来化学療法室の専用スペースで、患者さんが安心して治療を受けられる環境を整備しています。

患者さんの安全と治療効果の最大化を目指し、チーム医療で化学療法を提供しております。ご不明な点がございましたら、主治医またはスタッフまでご相談ください。

基本診療料/特掲診療料の施設基準等に係る届出について

当院は 2025 年 7 月 1 日現在、次の事項について届出し算定しています。

医科・基本診療料

- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・急性期一般診療料 1
- ・総合入院体制加算 3
- ・救急医療管理加算
- ・超急性期脳卒中加算
- ・診療録管理体制加算 1
- ・医師事務作業補助体制加算 1（20 対 1）
- ・急性期看護補助体制加算 1（夜間 100 対 1 看護補助・夜間看護体制）
- ・看護職員夜間配置加算 1（16 対 1）
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・無菌治療室管理加算 1
- ・緩和ケア診療加算
- ・摂食障害入院医療管理加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算 1・地域連携加算
- ・感染対策向上加算 1・指導強化加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・重症患者初期支援充実加算
- ・報告書管理体制加算

- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・バイオ後続品使用体制加算
- ・病棟薬剤業務実施加算 1
- ・データ提出加算 2
- ・入退院支援加算 1
- ・認知症ケア加算 2
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・精神疾患診療体制加算 2
- ・排尿自立支援加算
- ・地域医療体制確保加算
- ・特定集中治療室管理料 5（3 階東病棟）
- ・小児入院医療管理料 5
- ・短期滞在手術等基本料 1
- ・看護職員処遇改善評価料 5 8
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料 6 8
- ・入院時食事療養（Ⅰ）

医科・特掲診療料

- ・心臓ペースメーカー指導管理料 遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料Ⅰ・ロ・ハ・ニ
- ・外来緩和ケア管理料
- ・移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料 1・3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料（救急搬送看護体制加算 1）
- ・外来腫瘍化学療法診療料 1
- ・相談支援加算（療養・就労両立支援指導料）
- ・がん治療連携計画策定料
- ・外来排尿自立指導料

- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・こころの連携指導料（Ⅱ）
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料 1
- ・在宅患者訪問看護・指導料の注 2
- ・遺伝学的検査
- ・骨髄微小残存病変量測定
- ・B R C A 1／2 遺伝子検査（血液を検体とするもの）
- ・HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ・ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV 核酸検出を含まないもの）
- ・ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
- ・検体検査管理加算（Ⅰ）・（Ⅳ）
- ・遺伝カウンセリング加算
- ・時間内歩行試験
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・脳波検査判断料 1
- ・神経学的検査
- ・C T透視下気管支鏡検査加算
- ・画像診断管理加算 1
- ・C T撮影（64 列未満）及びMR I 撮影（3 テスラ未満）
- ・冠動脈C T撮影加算
- ・心臓MR I 撮影加算
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算 1
- ・無菌製剤処理料
- ・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・硬膜外自家血注入
- ・ストーマ合併症加算
- ・緊急整復固定加算、緊急挿入加算
- ・後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・仙骨神経刺激装置植込術・交換術（過活動膀胱）
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算 1・センチネルリンパ節生検（併用）

- ・胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・腹腔鏡下肺切除術
- ・腹腔鏡下肺悪性腫瘍切除術
- ・内視鏡による縫合術・閉鎖術（略称：穿瘻閉）
- ・経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- ・胸腔鏡下弁形成術
- ・胸腔鏡下弁置換術
- ・不整脈手術 左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）
- ・経皮的中隔心筋焼灼術
- ・ペースメーカー移植術・交換術
- ・ペースメーカー移植術・交換術（リードレスペースメーカー）
- ・両心室ペースメーカー移植術・交換術（経静脈電極の場合）
- ・植込型除細動器移植術・交換術（経静脈リードを用いるもの）（略称：除静）
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術・交換術（経静脈電極の場合）
- ・大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
- ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）
- ・内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・膀胱水圧拡張術・ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・医科点数表第2章第10部手術通則16に掲げる手術
- ・周術期栄養管理実施加算
- ・輸血管理料Ⅰ・輸血適正使用加算
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）
- ・保険医療機関間の連携による病理診断
- ・病理診断管理加算2
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算

歯科・基本診療料

- ・地域歯科診療支援病院歯科初診料

- ・ 歯科外来診療医療安全対策加算 2
- ・ 歯科外来診療感染対策加算 3
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

歯科・特掲診療料

- ・ 歯科治療時医療管理料
- ・ 歯科口腔リハビリテーション料 2
- ・ CAD／CAM 冠及び CAD／CAM インレー
- ・ 口腔病理診断管理加算 2
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

医科点数表第二章第十部手術通則第 5 号及び第 6 号並びに歯科点数表第二章第九部手術通則第 4 号に掲げる手術】

当院は、次に掲げる手術の年間実施件数を関東信越厚生局長に届け出ています。（集計期間：2023 年 1 月～12 月）

医科点数表 第 10 部手術 通則 5 に係わるもの

1. 区分 1 に分類される手術	
ア. 頭蓋内腫瘍摘出術等	1 件
イ. 黄斑下手術等	1 件
ウ. 鼓室形成手術等	0 件
エ. 肺悪性腫瘍手術等	39 件
オ. 経皮的カテーテル心筋焼灼術	80 件
2. 区分 2 に分類される手術	
ア. 靱帯断裂形成手術等	25 件
イ. 水頭症手術等	38 件
ウ. 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ. 尿道形成手術等	4 件
オ. 角膜移植術	0 件
カ. 肝切除術等	0 件
キ. 子宮附属器悪性腫瘍手術等	1 件
3. 区分 3 に分類される手術	
ア. 上顎骨形成手術等	0 件
イ. 上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ. バセドウ甲状腺全摘（亜全的）術（両葉）	0 件

エ. 母指化手術等	0 件
オ. 内反足手術等	0 件
カ. 食道切除再建術等	0 件
キ. 同種腎移植術等	0 件
4. 区分 4 に分類される手術の件数	327 件
5. その他に分類される手術	
・人工関節置換術	324 件
・乳児外科施設基準対象手術	0 件
・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	110 件
・肝動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	54 件
・経皮的冠動脈形成術	
内訳) 急性心筋梗塞に対するもの	4 件
不安定狭心症に対するもの	9 件
その他のもの	35 件
・経皮的冠動脈粥腫切除術	0 件
・経皮的冠動脈ステント留置術	
内訳) 急性心筋梗塞に対するもの	30 件
不安定狭心症に対するもの	44 件
その他のもの	130 件
医科点数表 K046 骨折観血的手術・K081 人工骨頭挿入術の加算に係わるもの	
・大体骨近位部骨折後 48 時間以内に実施した修復術	6 件